

	った、投薬期間が2週間以内のものを除く。)を行った場合 40点 2 1 以外の場合 68点		の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合 40点 3 1 及び2 以外の場合 68点
【注の追加】	(追加)	→	注2 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場合には、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。
【注の追加】	(追加)	→	注8 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。
第6節 調剤技術基本料			
F500 調剤技術基本料			
【注の追加】	(追加)	→	注5 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。